

Q 1 性的マイノリティの人権問題の取組について聞く。

昨年の 9 月議会府民文化常任委員会での私の質問に対して、「まずは啓発、研修や相談、身近なところで相談を受ける市町村の支援等の取組を充実させることが必要。全庁的に研修を行い、どうすれば性的マイノリティの方の人権をしっかりと守っていけるのかということ、専門家の皆さんの意見も聞きながらまとめていきたい」と積極的な答弁を頂いた。

あれから 1 年が経過します。この間、性的マイノリティの人権問題について、府としてどのように取り組んでこられたのかお伺いしたい。

- 知事答弁を受けて、本府における今後の取組方針として、本年 3 月、「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を取りまとめ、その取組みを実施しているところ。

- この取組方針では、性理解がまだ十分に進んでいない状況を踏まえ、正しい知識の普及・定着を図り、差別や誤解、偏見をなくしていくことが必要との考えのもと、今後の課題解決に向けた取組の基礎となるよう、理解増進に向けた取組を進めていくこととしている。併せて、相談機能の充実も進めていくもの。

- この方針に従い、人権局では、性的マイノリティの人権問題への理解増進に向けて、府民への啓発事業として、
 - ・府民向け啓発チラシの作成・配布
 - ・大阪出身のタレント「はるな愛さん」を招いた府民向け講演会の開催
 - ・さらに、府内の大学と連携した啓発イベントの実施を予定また、職員への研修として、
 - ・府及び市町村職員等を対象とした基礎知識を習得する研修の実施(2 回)、さらには専門研修の実施(2 回)を予定
 - ・職員向け研修リーフレットの作成、職員向けの庁内 web ページの開設その他、以前からの取組として
 - ・支援団体の開催イベントへの知事メッセージの発信を行ってきた。

- また、この取組により、庁内各部局においては、例えば労働の分野では、企業の人事担当者向けの研修会のテーマに取り入れたり、当事者の開催するイベントで出張相談会を開催しているほか、福祉の分野でも専門職員に対する研修を独自に開催するなど、主体的な取組が進められているところ。

Q2 10月1日に四條畷市で開催された「はるな愛さんの講演会」には、私も参加した。会場はほぼ満席の状態では、はるな愛さんの子どもの頃からの心の葛藤や家族との関係の話は、すごく感銘を受けた。会場アンケートの結果でも「満足した」という答えが非常に多かったと聞き、非常に効果的な啓発だったのではないかと思う。

一方、啓発の手法については、まだまだ工夫の余地があると思う。例えば、人権局 web ページは、文字情報ばかりで読みづらい。これで府民の理解が進むとは思われない。

また、府職員や府民の理解増進の取組を進めるだけでは、不十分。性的マイノリティの方々が抱える悩みや困難は多様。こうした課題を行政が積極的に解決していく必要があると思う。

これまでの取組を踏まえ、今後の施策の方向性について、お聞きする。

○ 今後の施策の方向性についてであるが、

平成27年度実施の「人権問題に関する府民意識調査」では、個別の人権問題別の認知度は、他の人権課題の認知度と比べて性的マイノリティの人権問題が43%と最も低いという結果であり、また、はるな愛さんの講演会のアンケートでも、性的マイノリティやLGBTなどの言葉を知っている人の割合は76%と高かったものの、その内容について知っていたかという設問には、知っていた人の割合は46%と高くなかった。

性的マイノリティの人権問題に関心が高いと思われる講演会参加者であっても理解している割合は依然低いことから、まだまだ理解増進の取組が必要と認識。

○ また、アンケートでは、自治体に求める取組みも講演会の開催（65%）が最も高かった。

○ 府としても性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組は、スタートしたばかり。当面の間、理解増進の取組みを重点的に進めていく。

次年度以降については、今年度事業の効果検証結果をふまえ、さらに効率的、効果的に実施していくとともに、民間団体や市町村等と連携した新たな展開についても検討していく。

○ なお、人権局 web ページについては委員のご指摘を踏まえ、府民にとって、より見やすくわかりやすいものになるよう、検討を進めていく。

○ こうした理解増進の積み重ねをベースに、当事者の抱える課題の解決に向け、教育・労働・住宅・医療・福祉など、それぞれの行政分野において、国の動向も踏まえつつ、現行制度の中で可能な取組について真摯に検討してまいらる。

Q3 たしかに理解増進の地道な取組も重要だが、性的マイノリティの方が日々悩んでおられる現状から、スピード感を持って取り組んでほしい。
例えば、大阪市淀川区のようにLGBT支援宣言をして、取組をさらに進めてはどうか。将来的には、条例化も検討してはどうか。

○ 府としては、国の動向や他の自治体の取組等も把握しつつ、アンケートからもわかるよう、理解増進の取組を進め、正しい知識の普及・定着を図り、差別や誤解、偏見をなくしていくことが、当事者の課題解決に資するものと考え、本年3月に「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を取りまとめ、積極的に宣言・発信したところ。

我々としては、当面は、この方針に基づき、理解増進に向けて地道に取り組んでいく。

○ なお、大阪府では、あらゆる人権課題に対応し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を平成10年10月に制定し、性的マイノリティの人権問題について取り組んできたところ。今後とも、国における法制化の動きを注視しつつ、理解増進の取組を着実に進めていく。